

学校いじめ防止基本方針（概要）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。……以上、いじめ防止対策推進法 第2条より抜粋

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関わる問題であり、また、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。いじめ防止のためには、いじめにつながりかねない兆候を教職員が見逃さないように努めるとともに、学校のみならず、家庭・地域と連携しつつ、組織的に対応していく必要があります。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなければなりません。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に成長できる魅力ある学校づくりを進めなければならないと考えます。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務、校務、校務補佐、指導員、養教、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、スクールカウンセラーで構成する。また、令和3年度より、フリースクール（F組）を創設する。

「いじめ防止対策組織」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等による学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

- ・いじめに関するアンケートや個別面談の結果集約、対策の検討を行う等、いじめ防止対策に努める。

③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

ア 保護者や地域の声に耳を傾ける

イ 開かれた学校づくりに努める

ウ 正確な情報を伝える

※ いじめが発生したら、情報を提供（個人情報留意）し、保護者や地域の信頼を確保する。

④ いじめへの対応（またはいじめの疑いがあると思われるときの対応）

- ・いじめ対策委員会を開き、迅速かつ正確な事実の把握に努め、問題の解決にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめの指導は、学校の主体性を維持しながら、警察等関係機関と連携して対処する。

3 いじめの早期発見の取組

- ①いじめに関する定期的なアンケートや個別面談等により、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ②教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- ③いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

4 いじめへの対応

- ①情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。
- ②いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ③教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ④ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑤いじめ対策委員会の議事録を作成・保管し、その後の指導等に役立てる。
- ⑥教育委員会の設置する「いじめ対応支援チーム」から指導・助言を受け、より具体的な対応を適切に行う。

※この「学校いじめ防止基本方針（概要）」は、六ツ美北中学校のホームページで公開します。